

特集 被用者年金制度の一元化

後編

給付や保険料の仕組みが大きく変わります

被用者年金一元化法により何が変わるのか、前号に引き続き、特集します。

1 「退職等年金給付(年金払い退職給付)」制度が創設されます

平成27年10月

共済年金独自の「職域年金相当部分(3階部分)」は、前号(平成25年12月号)でご説明したとおり、平成27年10月に廃止されます。廃止後は、地方公務員の退職給付の一部として、民間の企業年金に相当する「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が新たに設けられます。

年金払い退職給付の種類

年金払い退職給付には、3種類の給付があります。

種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。(減額措置はありますが60歳から繰上げ可能です。また、70歳までは繰下げも可能です。) 半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。 <p>イメージ図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現行の年金額 約2万円/月</p> <p>終身年金</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>改正後の年金額 約1.8万円/月</p> <p>有期年金(20年) 終身年金</p> </div> </div> <p>※一定の前提(標準報酬月額36万円・組合員期間40年等)で試算した例(標準報酬月額については、16ページでご説明します)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します。(一時金の選択も可能です。) 受給者がお亡くなりになった場合は、有期年金の残余部分が遺族の方に一時金として支給されます。終身年金は終了します。
	公務障害年金注1
公務遺族年金注1	<ul style="list-style-type: none"> 公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給されます。 支給水準は従来と同様です。

注1：通勤災害や公務外による場合は、年金の対象になりません。

経過措置(平成27年9月までの組合員期間の扱い)

平成27年10月以降に年金の受給権が発生する方で、平成27年9月までの組合員期間がある方については、その期間に応じた職域年金相当部分の年金が支給されます。その方に平成27年10月以降の組合員期間がある場合は、その期間に応じた年金払い退職給付も支給されることとなります。

●平成27年10月以降に受給権が発生する年金のイメージ図



年金払い退職給付の仕組みと世代間扶養から自己積立方式へ

現行の職域部分は賦課方式(注2)による給付ですが、年金払い退職給付は積立方式(注3)による給付になります。

積立方式は組合員一人ひとりに、仮想の個人勘定を設定します。この個人勘定に、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに、毎月積み立てます。これらを累積した「給付算定基礎額」が年金の原資となります。

なお、年金額は、基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率を基に改定されます。

注2：現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。

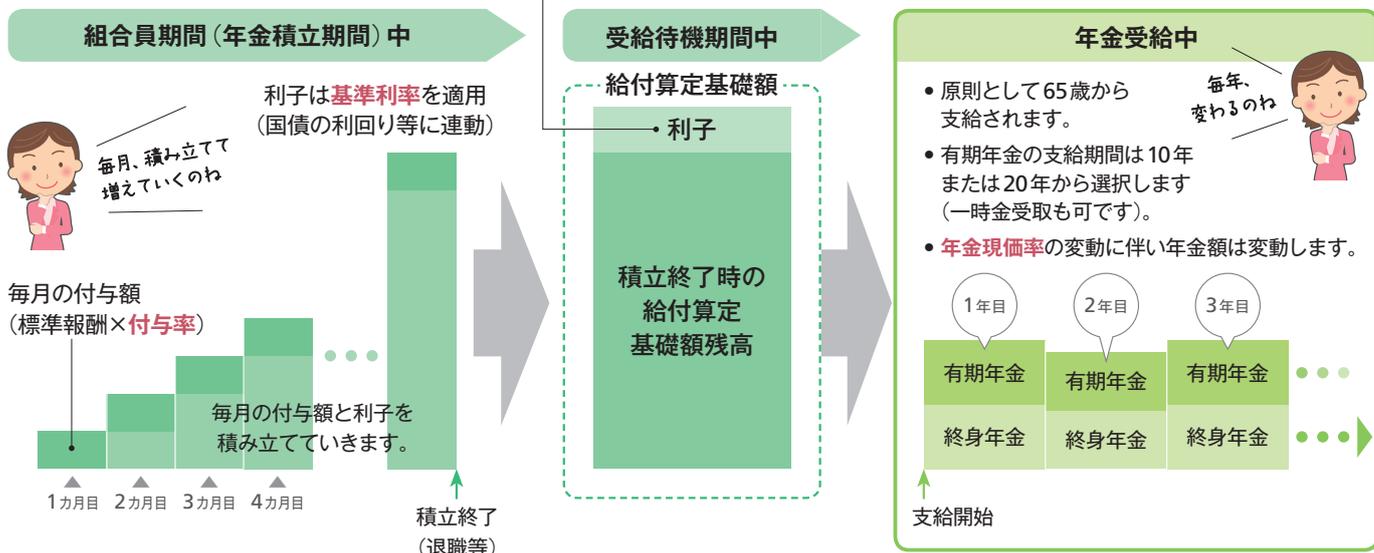
注3：将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てる方式です。



基準利率、付与率、年金現価率は地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

積立終了時の給付算定基礎額残高に対する利子も積み立てます。

●積立方式のイメージ図



年金払い退職給付の保険料はどうなるの？

保険料は標準報酬月額および標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半(事業主である地方公共団体等の「負担金」、組合員本人の「掛金」となります。保険料率は1・5%(負担金率0・75%、掛金率0・75%)を上限として、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

2 年金の受給資格期間が短縮されます

平成27年10月

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、年金の受給資格期間*が25年から**10年**に短縮されます。

改正後 10年

現行 25年

この「受給資格期間の短縮」は、消費税10%の引き上げ時期に合わせて、平成27年10月から施行される予定です。

*受給資格期間とは、年金をもらうには、保険料を納めた期間や免除された期間等の合計が一定年数以上必要です。この年金を受けるために必要な期間を受給資格期間といいます。

3 掛金(保険料)の計算方法が変更されます(標準報酬制への移行)

平成27年10月

組合員の皆さまの給料から徴収される掛金(保険料)の算定基礎が「手当率制」から、民間企業・国家公務員と同じ「標準報酬制」に変わります。

手当率制

各月の給料月額に一定の手当率を乗じた額を適用しています。

給料月額 × 1.25

給料の調整額・
教職調整額も含む

(手当率)



各月で適用

給料月額等の
変動に連動

平成27年10月以降

標準報酬制

毎年、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、月平均額を求め、等級表に当てはめて「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年の8月までの1年間適用します。

例



等級表に当てはめる

報酬月額		標準報酬月額	
⋮	⋮	⋮	⋮
330,000円以上	350,000円未満	第20級	340,000円
350,000円以上	370,000円未満	第21級	360,000円
⋮	⋮	⋮	⋮

標準報酬月額

第20級 340,000円

9月から翌年8月まで適用

(定時決定)

基本的に1年間固定※

※昇給・昇格や人事異動により、報酬に大幅な変動が発生した時や、育児休業等から復帰して勤務時間短縮等により報酬が低下した時には、標準報酬月額を改定します(随時改定等)。

なお、期末・勤勉手当等にかかる掛金の算定方法について変更はありません。

● 次の項目についても「手当率制」から「標準報酬制」に変わります。

短期給付の算定基礎額

- 傷病手当金
- 出産手当金
- 休業手当金
- 弔慰金
- 災害見舞金

年金額の基となる
毎月の給料記録